



端末設備等規則
例: 七章: 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備
→ 電氣的条件等
漏話減衰量
等々定義

技術基準

大前提「電気通信事業法で定める**技術基準**」

電気通信事業法の「**端末設備の接続の技術基準**」
電気通信事業法第52条・端末設備等規則
【3原則】
➢ 電気通信設備の損傷・機能障害停止
➢ 他の利用者の迷惑防止
➢ 電気通信回線設備との責任分界点明確化

事業者側
利用者側

適合認定(登録機関: JATE)

電気通信事業法第69条・端末設備検査

基準認定制度に適合した機器

OR "技術基準"を満し事業者で公示された機器

OR 接続毎に利用者が通信事業者に検査を受け"技術基準"に合格した機器

利用者は、適合表示端末機器を接続する場合、その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の検査を受け、その接続が第五十二条第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

接続可